

第七十二回 参議院建設委員会會議錄第四号

昭和四十九年三月七日(木曜日)
午前十時九分開会

委員の異動

二月二十六日

辞任

春日 正一君

補欠選任

岩間 正男君

二月二十七日

辞任

岩間 正男君

補欠選任

春日 正一君

二月二十八日

辞任

古賀雷四郎君

補欠選任

西田 信一君

三月一日

辞任

西田 信一君

補欠選任

古賀雷四郎君

三月五日

辞任

古賀雷四郎君

補欠選任

西田 信一君

三月六日

辞任

西田 信一君

補欠選任

古賀雷四郎君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

野々山一三君

大森 久司君

古賀雷四郎君

中村 慎二君

前川 且君

委員

熊谷太三郎君

寺下 岩蔵君

山内 一郎君

米田 正文君

国務大臣

建設大臣

近畿國整備局長

官(中)部開闢整備局長

備長官(首都圏整備委員会委員長)

高橋 弘篤君

大塩洋一郎君

吉田 泰夫君

松村 賢吉君

菊池 三男君

沢田 光英君

村田 育二君

加藤 隆司君

清水 汪君

浅村 廉君

沖 達男君

南部 哲也君

中田 政美君

設楽 和夫君

政府委員

建設大臣官房長

建設省計画局長

建設省都市局長

建設省河川局長

建設省道路局長

建設省住宅局長

常任委員会専門員

大蔵省主計局法規課長

大蔵省銀行局銀行課長

住宅金融公庫總裁

住宅金融公庫理事

日本住宅公団總裁

日本勤労者住宅協合理事長

日本勤労者住宅協合理事

本日の會議に付した案件

○理事補欠選任の件
○参考人の出席要求に関する件

○建設事業並びに建設諸計画に関する調査
(建設行政の基本施策並びに建設省関係予算に関する件)

○日本道路公団法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(野々山一三君) ただいまから建設委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。
二月二十八日、古賀雷四郎君が委員を辞任され、その補欠として西田信一君が、また、三月一日、西田信一君が委員を辞任され、その補欠として古賀雷四郎君がそれぞれ委員に選任されました。

○委員長(野々山一三君) 次に、理事の補欠選任についておはかりいたします。
ただいまの古賀君の異動に伴う理事の補欠選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(野々山一三君) 御異議ないと認め、それでは、理事に古賀雷四郎君を指名いたします。

○委員長(野々山一三君) 次に、参考人の出席要求に関する件についておはかりいたします。
建設事業並びに建設諸計画に関する調査のため、今期国会開会中、必要に応じて日本住宅公団並びに住宅金融公庫の役職員を参考人として出席を求めるとともに、本日、日本勤労者住宅協合理事長中田政美君及び同理事設楽和夫君を参考人として出席を求めることに御異議ございませんか。

○委員長(野々山一三君) 次に、建設事業並びに建設諸計画に関する調査を議題とし、建設行政の基本施策並びに建設省関係予算について質疑を行ないます。

○委員(野々山一三君) 建設事業並びに建設諸計画に関する調査を議題とし、建設行政の基本施策並びに建設省関係予算について質疑を行ないます。

○田中一君 最初に伺いたいのは、四十七年度、四十八年度で計画されている第二期住宅五カ年計画のうち、二年度、三年度だったかな、これに対して計画並びに完成戸数、これに要する予算の増加と申しますが、追加、あるいは、総予算じゃなく、それによる一戸当たりの単価というものの等、前もって調査を要求しておきましたが、その点についての説明を願いたいと思います。

○政府委員(沢田光英君) 第二期五カ年計画の二年目、三年目でござります。四十七年度、四十八年度の公営住宅、公団住宅の計画及び実施、これについての御報告を申し上げます。

四十七年度につきましては、公営住宅につきましては、当初は十一万八千九百戸でございました。これが予算追加をされて十二万一千九百戸ということになってございます。これが実施計画の段階におきましては、単価増その他ございまして、十萬二千戸ということに、繰り越しを含めまして、なる見込みでございます。四十七年度の中に発注されました戸数というものは九万七千六百戸でございます。したがって、残りの四千戸程度のものが四十八年度に繰り込んでいく、こういう状況でございます。次に、四十七年度の公団住宅でございますが、一番当初は八万八千戸の計画でございました。それが事業の遂行ができないというところで、年度末に一万八千戸、これを計画変更で落としてございます。したがって、七万戸

というのが予算の戸数、四十七年度の予算戸数になってございます。これが実施計画では、四十七年度、四十八年度にわたりまして五万二千戸になるだろう、減るだろう、一万八千戸程度減るだろうということでございますが、これも同様、単価の問題から、かように減ってきておるわけでございますが、年度内発注は三万二千戸ということになってございます。したがって、減りましたもののうち、さらに二万戸以上のものが四十八年度に繰り込んできておる、かような状況でございます。

四十八年度につきましては、公営住宅が十二万四千戸の予算計画でございます。これが単価増その他の施工能力の低下等によりまして、計画戸数といたしましては、現在のところ、十萬八千戸になる見込みでございます。その中、年度内発注は九萬戸でございます。したがって、一万八千戸程度のものが四十九年度の事業に繰り込んでくる、かようなことになってございます。次に、四十八年度の公営住宅でございますが、計画戸数が八萬戸でございます。これが同じ原因によりまして、実施戸数といたしましては五萬九千戸になる見込みでございます。この年度内発注は四萬八千戸でございます。したがって、一万一千戸程度のものが四十九年度に繰り込んでいく、かようなことが四十八年度の予算計画、実施の状況でございます。

○田中一君 では、数字が少し見込みが加わっている、実態がよくわからないんですが、公団の總裁から公団分を詳細に報告願いたいと思ひます。

○参考人(南部哲也君) ただいま住宅局長のほうから御説明いたしたとおりで現在進めておりますが、すでに本年度につきまして見ますと、いままで一万八千二百戸ばかりの発注をいたしておりまして、この三月、これから一番山になってくるわけでございます。ただ、御承知のような客観情勢でございます。たとえば昨年の暮れに五千戸ばかりの発注をいたしましたけれども、このうち

落札いたしましたのが七割で、三割ぐらひは不調というふうな事態も生じております。そういうふうなことで、現在の時点におきまして、これから発注いたします四萬戸近い戸数の落札その他の状況を見まさんと、はっきりした戸数、何戸年度内に発注ができるということは確言できないというのが現状でございます。

○田中一君 そうすると、沢田君ね、いま話聞くと、残っている四萬戸、これの年度内に受注者があるかどうかの問題は保証し切れないと言っている。そうすると、いま住宅局長の説明した問題は、希望的な観測数字なわけですね、その点ちょっともう一ぺん。

○政府委員(沢田光英君) ただいま申しましたのは、年度末がまだ来ておりませんし、見込みの問題が入っております。ただいまの公団の總裁の御報告のように、これからがんばるといふ見込みでございます。しかし、この見込みにつきましては、たとえば四十八年度につきまして公営住宅が十二萬四千戸が十萬八千戸という計画になるだろうという、この見込みが一つございまして、それから年度内発注が九萬戸になるだろう、こういう一つの予想がございまして、これにつきましては、私どものほうといたしましては、たとえば公営住宅につきましては、全事業主体について一タヒヤリングをしてございまして、個別にもいろいろ詰めてございまして、したがって、最近に入札不調の状態もやや脱してきて、落ちるのがだいぶ出てきております。もちろん単価を上げましたから落ちてきたわけでございますが、そういうことで、私どもは、この計画戸数あるいは年度内発注戸数というものは、この今回の単価増等によりまして、大体これがこのとおりいくんではないか、これ以上の動乱がなければ、このとおりいくんじやないか、こういうふうな見込みを立てて、私どもが十分検討の上きめた数字でございます。

○田中一君 じゃ、住宅金融公庫の四十七年度、四十八年度の融資貸し付け決定分と、それから解約になったもの、それから完成したもの、それを

説明していただきたい。なお、動住協のほうにどのぐらい金が回っていつて、それがどのぐらいになつてゐるか、あわせて、動住協のほうは動住協の中田さんのほうから伺いますから、説明していただきたい。

○参考人(浅村康君) 住宅金融公庫の分をお答え申し上げます。

私どもは、四十七年度に、全体の戸数といたしまして二十九萬四千戸という決定をいたしておりました。それがいろいろ内容も変わりましたし、申し込みもふえたというふうなことで、最後に締め上げましたところが、契約をいたしましたのがふえまして、三十萬二千五百三十二戸となったのでございます。それが四十七年度の状況でございます。それから四十八年度は、全体のワグが三十萬八千戸でございます。これはただいままだ進行中でございまして、最後にどの程度になりますか、まだはっきりいたしておりませんが、その戸数は十分に達成する見込みでございます。

それから、解約になりました戸数でございますが、これは実は個人住宅関係に一番解約の戸数が多うございまして、私どもその戸数を調べたのをいま持ってきておりますので、この全体の分のうちでどれだけということはちょっと資料をいま持っておりませんが、私どもの個人住宅融資に対する貸し付け、おおむね半分がそうでございます。そのうち、四十七年度は三千二百二十七戸の解約がございました。四十八年度は五千六百六十一戸の解約がございました。

大体そのような状況でございます。

○田中一君 個人住宅の完成したものはどれぐらになつておりますか。完成したものの、四十七年度。

○参考人(浅村康君) 四十七年度は、完成いたしましたのが十四萬二千三百三十七戸でございます。

○田中一君 四十八年度のいままで完成したものの、報告のあったもの。

○参考人(浅村康君) 四十八年度の方は十四萬とんで九十九戸と、ちよつと端数がございまして。

○田中一君 それで、貸し付けの金の増減――減はありませんけれども、増加したのは四十七年度が百五十萬、四十八年度が二百五十萬、そうですか。

○参考人(浅村康君) そのとおりでございます。

○田中一君 四十九年度の見込みは、三百五十萬ですか。

○政府委員(沢田光英君) 貸し付け率の調査は、公庫のほうで逐次やっております。

そして、いま先生のお話でございますが、実質的にかなり率が落ちるんではないかということでございますが、公庫の總裁からもいま御返事がございまして、現在、おそらく木造でございますと、坪当たり三十万円をこえると考えます。

○田中一君 現在ね。

○政府委員(沢田光英君) はい、現在でございます。

いま公庫の總裁はだいたいの前のお話をしました、三十万円をこえると思えます。そうしますと、大体二十坪で六百万は少なくともかかるだろうということでございますから、三百五十万借りられれば、まあ、半分以上ということでございますが、二十坪でござらないとか、こういうものであればやっぱりいまいのころ半分ぐらいと、こんな感じになってございます。ただし、やはり土地の問題がございまして、土地から何か買って一戸家を建てますと、おそらく、いまでは千二、三百万以上だろと思えます。それから、いまいのころ、実質的にはもっと比率がうんと下がっている。私も、やはり貸し付け率をもう少し増して、できるだけ一ぱい貸したいということでございますが、予算等の制約によってかようなことになつてきておるわけでございますが、本年度は全数の一五%ぐらい、四十九年度は一五%ぐらいは確実に区画整理等の優良宅地にはさらに百五十万貸そうということでございますから、合計で五百万になるわけでございますが、五百万でも、ただいまの私の申しました千二、三百万以上というものは半分以上になつてしまつたということでございます。そこで、うんとこれを増せばいいじゃないかということももちろん一方にはございまして、われわれも今後とも努力をしていくわけでございますが、片や物が上がりますれば融資をふやすというので対応しますと、片や償還能力の問題が出てまいります。そこで、私も、やはり何といたしても土地対策等で安い土地を出し、あるいは

建築費のこの三十万とか何とかいうものをできるだけ安定し、あるいは下げるというふうなことに持つていかないと、きりがなくなるんじゃないかと、こういうふうな感じでございます。いまの実情は確かに建物だけで半分程度、土地まで入れますと三割と、こういうふうなことでございまして、あとは自己資金と民間融資にたよるといふのが実体でございます。個人の住宅を持つということとはたいへんな状態になつておるといふことを十分認識して、今後とも努力していきたいと考えております。

○田中一君 中田さん、あなたのほうの扱つておる問題。

○参考人(中田政美君) お尋ねの四十七年度と四十八年度の計画実績、もちろんこれは住宅金融公庫の対象の住宅についてお答えをいたします。

四十七年度では、当協会は六千戸計画しましたが、発注その他の実績では五千四百六十四戸。これに対する公庫の貸し付け額は百六億余でございますから、一戸当たり平均二百万弱でございます。四十八年度におきましては六千六百戸計画して、いまのところ五千九百八十八戸、約六千戸。したがって、六百戸ほどちよつと計画より下回つておる見込みでございます。これに対する公庫の貸し付け金は百五十一億でございますから、算術平均して、一戸当たり二百五十万円というふうな融資を受けるというのが現在の実情でございます。

○田中一君 勤住協がじかに建てているものと、それから地方の住宅生協に再融資しているものとあるはずですが、その比率はどうなつていますか。

○参考人(中田政美君) 勤住協で直接——直営事業と申しますか、これは東京周辺の共同住宅、いわゆるアパートで、一戸建てというのはいやっております。したがって、生協に委託して地方でやらしておるのが大部分でございます。一五%が直轄、八五%が生協に委託して、いわゆる主として戸建てをやらしておるというのが現在の比率でございます。

ます。

○田中一君 その中高層の分の家賃の算定はどれくらいになつていますか。それは住宅金融公庫から融資したからこうだと、あなたのほうの独自じやなくて、いままでの公庫のほうから来る家賃が家賃だということですか。

○参考人(中田政美君) ただいま申し上げたのは全部分譲住宅でございます。賃貸はやつておりません。これは実は望みたいのでございまして、残念ながら割り当てがございせん。

○田中一君 公庫のほうに。公庫のほうで、家賃の算定は、やはり建設費から見合ふ家賃をきめておられると思ふけれども、四十七年度、四十八年度、これから出発する四十九年度、この見込み等、家賃はどのぐらいになりますか。

○参考人(南部哲也君) 家賃が逐次上がつていくということでございますが、四十八年度の家賃の算定は、これは四分七厘の利率で計算されておりますが、団地中層で二万六千四百円、団地高層で三万一千六百円、一般市街地で二万八千八百円、面開関係ですと三万八千円というふうなものになります。四十九年度でございますが、これは五%の利息がつくということになります。大体団地中層で二万八千円程度になろうかと、このように推算しております。

○田中一君 そうすると、その分の所得——年収のどのぐらいの人が対象になりますか。

○参考人(南部哲也君) 大体、私どものほうでは、発足以来、月収の——年収を月で割つたものでございまして、一五、六%というのが平均した家賃の負担になつております。この一五、六%というのは、それでは何と何かといふと、これは都市勤労者の世帯収入というものの割合といたうことで算定いたしました。そのぐらいになつておるといふふうに見えておるわけでございます。最近、このように家賃が上がつてきますので、この一五、六%の維持はなかなかむずかしいというので、傾斜家賃を全面的に採用することによつて一五、六%に何とかとどめたいという努力をして

ているわけでございます。

○田中一君 そうすると、年度にでき上がる戸数というものと建設というものとブールして、そうして一定の平均の家賃というものををつくり出して、の、ケースバイケースで一つ一つの地域によつて家賃が変わつてくるのか、どつちですか。

○参考人(南部哲也君) これは全部原価計算でやつておりますから、各団地団地によつて違つてまいります。したがって、たとえば安い土地を手に入れたところは安くありますし、それから高い土地を手に入れた場合には高くなる、このようになつてまいります。

○田中一君 距離の問題は考えていないのですか。

○参考人(南部哲也君) これはその近辺に既存の団地がございまして、したがって、そういうものとの関係で若干の調整をするというところはございます。特に遠隔であつて希望者が少ないだろうというふうな場合には、若干調整できる範囲で調整するということもございまして、大体はやつぱり原価を中心と考えております。

○田中一君 若干調整できる範囲というのは、どんなものですか。

○参考人(南部哲也君) 範囲は大体四、五%程度でございます。大きくは、どうしても償還の収入との関係がございまして、できないということになつておるわけでございます。

○田中一君 もう一ぺん、公営住宅でちよつと聞いておきます。公営住宅の四十八年度の完成した家賃というものは、それはどんなものになつていますか。それはこういうことなんです。この請負に出して完成した、だから請け負つた金額が家賃算定の基礎になるんだという考え方が、実際は一体どうなつておるのか。それから、これはあなたのほうでできるんじゃないか。それから、各都道府県がきめるんじゃないけれども、土地の価格等についてもどういう基準でその価格を見ているか。たとえば市有のものあるいは私有——公有地ですね、公共

用地があつたとしても、それをどういう見方をしているのか。償還を確か七十年でしたね、これは耐火建築で、その算定の基準。

○政府委員(沢田光英君) 平均でございますが、三DKあたりの中層の耐火構造、これの第一種の全国平均は、四十八年度では一万三千二百六十二円という計算になります。二種のほうは三分の二補助でございますから、安くて一万百三十三円ということになるわけでございますが、かようになつてきます計算は、第一種公営住宅でございますれば建設費の二分の一補助でございますから、いま先生のおっしゃいました請負工事費、これから補助金を差し引いた残りを七十年で六分償還するよりなものが一つ償却費として入ります。それに今度は地代が入ります。土地のほうは、これは補助金がなく、むしろ利子補給があります。そういうことで、その買った土地に対して三分程度の地代というふうなことで算入をいたします。

そのほか、いまの原価に基づきます管理費、維持費あるいは公租公課、もちろん私営でございますと税金が入つてまいります、あるいはそのほか保険料、こういうものを入れています。いまのようなことになつてくるわけでございます。

第二種のほうは三分の二補助でございますから、標準建設費の三分の二の補助金がいきまして、残り三分の一が家賃の計算に入るわけでございます。ところが、まあ完全に標準建設費と同じく入札の価格が、契約の価格がなつておりますれば、いまのような原理だけでございまして、これに、これが実質的にもう少し契約が高いという場合には、たとえば一種では二分の一の残りが二分の一ではございまして、これがたとえば六〇%とか、こういうふうなことになるわけでございます。すると、この分は償却されるわけでございまして、家賃が上がつてくるというわけで、まあ、四十八年の前半あたりまでは従来どおりでございますが、ことにその後二回標準建設費を上げております。最近また一回上げております。合計で三五%をこえる値上げをしておる。しかし、それでもま

だ負担が多少はみ出てくる。こういう状態でございまして、ただいまの四十八年度の平均はいままでのものでございまして、これからのものは特にそういう上りがひどいので、この平均をかなり上回つてくるだろうと思ひます。そういうもので一応計算家賃というのはいまでございますが、この計算家賃の中で、地方公共団体、すなわち事業主体が家賃をきめるわけでございまして、あまり高いというふうなことを考えるときには、これは公共団体がそれを減額をいたしまして、政策家賃としてたとえば一万五千円になつたものを一万円にするとか、一万五千円になつたものを一万三千円にする、こういうふうなことが地域の実情に応じて家賃をきめておるといふのが実態でござい

○田中一君 そうすると、せんだつてあたり、民間のプレハブ住宅に対して値上げをするのは考慮してくれいという申し入れをしておりましたね。プレハブ住宅の値の上がり方はどんなカーブで上がつてきておりますか。ケース・バイ・ケース、いろんなものがあるでしょうけれども、いまおもしろいものを説明してください。

○政府委員(沢田光英君) 大体、この一年間、四十八年の中を通じまして、いま四十九年でございまして、現在まで一年間をとつてみますと、三〇%から八〇%、おおむね八〇%程度の間にいろいろバラついてございまして、傾向といたしますると、いわゆるコンクリート系のプレハブ、低層のプレハブ、こういうものが一番率が高うございまして、その次に、鉄骨等の新建材によりましてハウス、こういうものが高うございまして、木質系が比較的低い、こういう傾向でございまして、たとえば木質系の一つをとつてみますと、一月現在では、木質系の代表的なものは三割でございまして、三割程度の値上げ、ものによつては四割、こういうふうなことが出ております。あるいは木質系の中でも、一番高いほうは六割ぐらい一年の間には上がつております。それから鉄骨系の中のものには、大体四〇%から五〇%、この辺のものが多

いようでございまして、それからコンクリート系でございまして、これが一番高く、一番高いものは、先ほど八〇と言ひましたが、大体九割程度この一月現在で上がつておるといふふうなものが実情でございまして。

○田中一君 公営、公団と比較して、上る率は逆なんじゃないんですか。

○政府委員(沢田光英君) 公営住宅、公団住宅につきましては、私もいろいろ積算してみてもありますが、積算の結果は、おそらく木造とか、あるいはあれによつて違ひますが、積算結果からいいますと、二〇%台、三〇%台という積算が出てまいります。しかし、一月じゅうの例のあの狂乱的な状況は、入札に際しまして先行きの不安というものが非常に大きく乗つておりました。五割、六割、一般のものでも入札にそういう札を入れてくるというのが状況でございまして。しかし、最近、これは少しづつ落ちついてきております。私も、これは対処をいたしまして、公営住宅ではいままでに、先ほど申しましたように、三五%以上単価をアップしてきております。公団も同様なことでやつてきております。四十九年度予算に際しましては、公営住宅で四六%弱というものを見込んで計画を立てておる次第でございまして、プレハブは、それ以上に何か上がったような感じがしております。

○田中一君 そこで、そういう経緯で四十七年、四十八年は済んでしましたけれども、四十九年度の見込み、それから建設省として対処している資材に対する手当て等を説明していただきたいと思ふんです。

○政府委員(沢田光英君) 資材の物動計画は非常に重要な要素になつてまいりました。そこで、大体五カ年計画におきまして、私どもは、全住宅についての数量、資材量というものを計算をいたしまして、たとえば鉄鋼でございまして、五カ年の全住宅の需要量というものは二千五百万トン、セメントにおきましては五千五百万トン、木材一億八千万立米、かようなことを計算して、林野庁あ

いるは通産省のほうと御連絡しておるわけでございまして、単年度でこれをとらえますと、たとえば鉄鋼などにつきましては、生産量が億トン以上ございまして、その中で住宅用のものは五%程度、五百万トン程度ということになります。セメントにおきましては一五%程度でございまして、木材は、非常に使用量が住宅に多うございまして、五六%程度、こういうふうな単年度では考えられるわけでございまして。

そこで、いままでの状況からいいますと、鉄鋼につきましては、四十八年六月ぐらゐから四十九年一月まで非常に価格が高く、需給が逼迫してまいつたわけでございまして、最近におきましては、これが価格の面でもだいぶ落ちついてきております。たとえば四十八年一月が四万五千円、一トンにいたしましたものが、それが十二月では九万三千円、十萬円近い、これは細ものでございまして、こういう状況でございまして、現在のところは量的にも単価的にも、単価で申しますと八万六千円程度までにだんだん落ちついてきております。

それから、木材につきましては、四十八年一月に七万一千円であつたものが四十九年の現在で、これは杉の正角でございまして、立米当たり七万一千円が五万五千円までにずっと次第に下がつてきております。こういうことで量的にも、あるいは単価的にもだんだん落ちついてきております。したがって、私どもは、四十九年度に際しまして、先ほど言ひました総生産の中での比率というものを、あるいは使用数量というものを、おのおの連絡をいたしまして、私どものほうは、そういうものの確保を各省にお願いをするという手を逐次打つておる次第でございまして、こういうふうになつてきましたのは、総需要の抑制あるいは公共事業の抑制、こういうものがずいぶんきつたものではなからうかというふうに思ひまして、私どもの来年度の予算編成に当たりましては、できるだけそのものを完遂するという方向で、たとえば公営住宅は五萬九千戸というふうに戸数が大幅に

して一番大きな前提でございますが、私も需要者の立場といたしますれば、その根本的な問題も手をつけていただくというふうなことはありがたいわけでございますが、とにかく流通段階で明らかかなストックといえますか、備蓄量、こういうものがある程度持っていたくような仕組み、こういうものをいま各省と私も相談をしておる次第でございます。一番最初に先ほど申し上げました木材の問題等が話題にのぼってきております。これは住宅サイドのいままでの考え方と、それから対処のしかたでございますが、全体の問題につきましましては、計画局あるいは大臣からお答えしていただきたいと思います。

○田中一君 ちよつと大臣、その前にひとつ申し上げておきます。

いままでの政府の高度成長政策というものの間違いはたくさんあるんです。ことに賠償という行為が後進国に対していろいろな投資——投資というか、贈与をしています。フィリピンに行ってみると、ベニヤ工場が二十数社あるんです。これはみんな賠償という形で、日本のメーカーがみんな向こうに持っていく工場をつくってやったわけなんです。資材であるところのラワンは、フィリピンが一番多いわけなんです。自來、もうフィリピンでは原木を日本に売ります。だから、四、五年來、日本のベニヤ産業というものは全部全滅したわけです。いまだに日本に売らない。ことにフィリピン政府が言っているのは、日本の商社に売りたいくないということを言っているんです。安く売っても、決してそれを安い値で日本の国民に供給しているのじゃないかということを言っているんです。それからセメント工場が十二社フィリピンにあるんです。これは日本の各セメントが賠償という形で持っていくんです。そのために、いまだにトン三千円です。日本の金ちよつと安くなったから、もっと高いかもしれませんが、トン当たり三千円か四千円です。日本では六千円、八千円と言っているんです。そういうように安いものがあるんなら、刺激するためには、たとえば韓

国から買ったつてよろしい。それからフィリピンから買ったつていいんです。そうすることによって、日本の不当につり上げているところのもののコントロールができるのです。日本の通産行政というのはそれをしないのです。木材にしても、おそらく昨年の暮れあたりは七〇%以上は輸入材です。それにかかわらず、日本の林野庁あたりは、ようやくいまこれでもって黒字になって、各職員もみんなほつとしていっているのです。これも便乗値上げです。あそこも特別利得税取つていいんです。よ、しいて言うならば。ほんとうの便乗です。悪質です。こいつは。国、国家という名においてやっているのです。したがって、どこもここも原料はシャットアウト食っているんです。向こうのほうが安いのです。通産行政としてセメントを輸入すればいいんです。あり余っているのです。香港とか東南アジアへ全部売っているわけなんです。そういうセメントをですよ、日本じや、どつこいしよと言つて通産省がシャットアウトしている。まあ、中曾根君というのは金つくるのはじやうずか知らぬけれども、これは日本の国の産業行政といえますか、流通行政に対して大きな犯罪を国民の間に残している、傷あとを残しているということは明らかなんです。そこで、亀岡さんは、何も中曾根君とは関係ないんだから、派閥も関係ないんだから、もう少しものを言うことなんですよ。通産行政の誤りはたいへんあるんです。流通段階は誤りがたくさんあるんですよ。それに

設の問題、教育の問題もがらめて、建設の問題はどうしようかというふうなことをもつと真剣に持つて合が必要だと思つたのです。よく言うんですよ、審議会あたりの、あなたの諮問しているところのあたりから、こやあやあやれという、政策的なものとか立法的なものを持ち込んでくるんですよ。立法権は国会にあるんです。政府にもあるんです。請願、希望はいいです。しかし、こうするんだああるんだと押つつけや困るんです。よ、實際言つて。もつと国会を活用すべきなんです。何も政府だけが出すんじゃない。政策的に政党が出すんじゃない。国民に向かつて、ほんとうに共通の場でもって共通にそうした問題に対する検討をこころでしながら、共同の立案をして出すということでは、これは住宅問題なんか解決しないです、四十九年では。多少安くなった、落ち着いたということだけであつて、解決されないです。もつと根本的な問題があるんです。そういう点について亀岡さん、ひとつあなたの、いままですいぶん党内でも議論になったでしょうから、方向を説明していただきたい。

○田中一君 ちよつと大臣、その前にひとつ申し上げておきます。

○田中一君 ちよつと大臣、その前にひとつ申し上げておきます。

そこで、ことに住宅問題はどうか、あなたのほうの審議会があつて、審議会でどんどん聞いていくでしようけれども、審議会以上にこの国会に相談してください。各党でもって相談しようじゃないですか。住宅なら住宅問題どうするか、福祉施

私、就任早々、かつてない石油問題をきつかけとして、きびしい事情の中における建設行政の当面しておる諸問題をいかに解決しなければならぬかというのを身をもつて感じて、現在対処をいたしておるわけでございます。

まあ、いづれにいたしましても、現在建設行政の中で、私の考えの一端を申し上げておるわけでございますが、道路、河川関係、都市計画関係等一応路線がととのつておるわけでございますが、住宅関係につきましては、土地問題が十分に法律的に解決されておらないという感じが強くするわけでありまして、こつういう面に対して、建設省といたしましては、土地問題、特に地価、土地の規制、地価の抑制ということができますような方向をとつてまいりますとともに、その中で特に地価問題とからんで住宅問題の解決をはかつてまいり

○田中一君 ちよつと大臣、その前にひとつ申し上げておきます。

が、それはどうですか。

○政府委員（大塩洋一郎君） 確かにこのような異常な時期におきましては、建設の当初の積算の目積もり、あるいは中途においても変動いたしますので、何らかの特別の対策をとらなければならぬ、ということふうに考えております。

政府としましては、基本的には価格を早期に安定するということが一番の基本的な姿勢でございますけれども、とりあえず、こういう事態に対し

ましては、工事の発注に際しまして、なるべく単価の積算を適正化するということのほかに、過般来、数次にわたってスライド制というものを逐次改善してまいってきているところがございます。しかしながら、それでもなおまだ十分でないというので、たとえば実費生産方式であるとか、あるいは現物を支給する方式であるとか、いろいろの提案及び試案があるわけでございますが、私どもの視点からこれをいろいろ検討してまいっておるのでございますけれども、それぞれいらないまた別の問題が先生御指摘のようにございまして、これらの問題をいま検討はしておりますけれども、これにかかわる抜本的な新しい案というもので、現在のところ、これというものがございません。そこで、近々、また、このスライド制につきましてもさらに検討を加えて、四十九年度から新しい方式を確立する必要に迫られておるわけでございまして、目下検討中でございます。

そういう状況をお答え申し上げます。

○田中一君 スライド制なんて、一つの部分的な現象でもってこうしましようということではないけれども、かりに政策的に政府が立ち上がれば、がたっと下がる場合があるんです。その場合に、それを返してくれということになると思うんです。スライドして上限、下限というやつを、どっちみち、何というか、木材がどかっと入ってきて安く上がったというのかかわらず、いままでも金を払いはいないんだ、結局ね。

そこで考えなきゃならぬことは、過程請負というのがあるんです。過程請負というのは、プロセスですね。百億の仕事に百に切ってみる、切つてしまつて一億ずつ契約していくんです。百というものの完成の想定をしながら一億、これが二カ月かかるんです、この一億の消化が、そうすると、もうすぐ見積もりしなきゃならぬ。何月になればまた上がった、これを見積もりをする、それが妥当だといえ、それでもって発注するほうが契約すればいい、受けるほうもできる、一つ一つ切っていくんです。全体を完成するのに一つずつ切つていくんです。二カ月ずつ仕事の進行によつて契約をしていく、新規の契約をしていく、継続していくという行き方があるんです。これはインフレのときにはよく使う手、方法なんです。そういうようなものも、資材が高騰するなんという場合には、使つてもいいんですよ。ただ、いまのように一括請負、紙一枚でもってきめるんですから、百億円と書いて百億円できめるんですよ。内容を調べるわけでも何でもないんです。そういうようなことで、危険でしょうがないんです。だから、大体三月末、今月末から来月初めには、おそらく千件以上の中堅層のゼネコンがつぶれるであろうと言っているんですよ。銀行がすぐつぶれるんですよ、銀行が金を返せ返せと、返して——担保とっていきます。この辺でと思うときにははいつと百万円の不渡り手形出せばすぐつぶれてしまう。そういう操作をやりますんですよ、いま金融機関が。いまの日本の金融機関は商社とみな組んでやっています。そこで、いかに建設界から商社を排除するかということ。たとえば計画局がいつも発表している例のゼネコンのランクがありますね、あるいは電気屋とか何とかたくさんあります業種が。そうすると、商社は全部上位にいるんです。何にもしない、仕事のまねはしないで、ただ元請として下請に流してやるきりでもって実績が上位になつていくんですよ。そういうことは、この虚構の請負人というものを排除するんですよ、どこまでも。これは金銭の、金の責任持っていますからというのを言うのだそうです。商社が入つていけば心配ないと、そのかわりその仕事の全部の資材というものは商社が扱っているわけなんです。この商社の介入というものは、もうどうにもならぬような日本の建設界におけるところの害悪ですよ、これは。そのかわり金をうんと持っている。金の心配要りませんということになるから、商社へみんな納めるわけですよ。ゼネコンへ頼んだら、行つたら三カ月の手形なんと言つても、商社ならば現金でくれるからそっちへ持つていくということがあるんですよ。こういう点を

を亀岡さん、あなた真剣に取組んでごらんないよ。また、商社から国民協会に対する献金が多いものだから、どうもあなた方はなかなかそれが踏み切れないんです。そういうことをあなたのほうに若さを持つている人はやるんですよ、もつとはつきり。

これに対しては、きょう、いま来てもらつていのは——大蔵省の法規課長来ていますね。ひとつこの契約ですね、会計法あるいは予決令等制度として何か新しい契約方式を考えたらどうかということなんです、あなたに来ていただいたのは。こういうことでは、日本は正常な社会に戻らない。たくさん建築の職人死んでいるんですよ。それまたいたした額じゃないんだ。百万円値上がりしちゃうってどうにも返すことができないと言つて首くくつて死んでいる者もいますし、ひどいものなんです。それをなくするのは請負契約という契約そのものをまた問題にしなきゃならぬと思うんです。その点で何かいい考えをお持ちでないですか。

○説明員(加藤隆司君) 先ほど来、先生のいろいろ御卓見を伺っておりますが、過程契約というようなことも初めて聞いたようなことでございまして、往時、私、建設の主査をしておりますときに、スケルトン建築というように非常に悩まされたことがございます。それを思い出して、また、先生が非常に新しい御意見をおっしゃつて、また、われわれも勉強しなきゃいかぬというような、たいへん申しわけないような段階なんです。が、国の契約制度はやっぱり安定した制度でなきゃいかぬと思うんです。先ほど先生もおっしゃいましたように、現在の情勢が長期的なものなのか短期的なものなのか、短期的なものであれば緊急措置というふうな観点で整備するの、ただ、やはり契約制度というものが国の特殊の立場にあるわけですから、一般の契約の原則に従つてやるといふ面と、それから、予算生活をするわけですから、予算というふうな制約からくる国の内部の手続をきめていく面と両方がござい

す。申すまでもないことでございますが、そこいらの調和を臨時緊急的な問題としてどうやって解決するのか、あるいはこういう傾向が長期の問題なのかどうか、そういうようなわれわれのほうから見た問題点があるわけでございます。それから同時に各省の立場における問題点があるかと思ひますが、そういうような問題を一体どう考えたいのか、とつさの場合になかなか明快なお答え、私の考えを申し上げることができませんが、スケルトン建築を思い出して、あのとき、結局は、ああいう問題——いまかなり行なわれるようになったやに聞いておりますが、御卓見だと思ひますが、早期にはなかなか御返答できない。要するに制度としては、われわれ国の会計制度の分野を担当しております者としてしましては、安定した制度というふうなものとしてそれが一体のみ込まれるかどうか、なかなかむずかしい点もあるんではないかというふうに思ひます。

○田中一君 建設省が自民党の中でもって考えられているところの——村上勇君の村上委員会というのがあるわけ、これがスライド制をやっているんでしよう。それもだんだん範囲を広げて、百分の二になつたのかな、比率は。一件の契約の中でもつて一つの建築材料が百分の五比重を占めていれば、その分はスライドしましよ、こういうことをやっている、実行している——実行しているのだな、あれはいま。ところが、それじゃとてもじゃない、土木はいけれども建築じゃとても該当する品物がもつとこまかいのがあるということなんだ。今度は百分の二に下げたんだね。そうすると、これは法規課長、どう思ひます、こういうことは。行政措置で、支払い側のほうでこういうことをやっているのですよ。予算でも何でもありません、あそこから積み上げましようということですよ。といて、これが安くなったからといって、おまえ出世といつてしり切りはしないんですよ、あれは。どうなんです、考え方。

○説明員(加藤隆司君) しないで。

○田中一君 しないでしよ。上がったものだけ

は積んでやろうということなんでしょう。これはどうですか、法律的に会計法から、予決令から見ただけには。

○説明員(加藤隆司君) 非常に具体的な問題で、いろいろ関連する条件をちよつと承知いたしておりませんので、即答はいたしかねますが……。

○田中一君 どうもいま行政府がそういうことをやっているんだ、現在。それを支払い側のほうで、大蔵省のほうでそういうことをやっているのに、これは合法でございませうか、違法でございませうか、あり得るでしょうか、違法でございませうか、その点は何にも連絡ないですか、あなたのほうに。

○説明員(加藤隆司君) 法律的な問題としては別でございませうが、政策判断としてどう考えるかという問題について即答ができないという意味でございませう。

○田中一君 そのいまやっている村上委員会の効果というか、実績というか、どんなものになつてますか、だれか説明してください。

○政府委員(高橋弘篤君) 先生いろいろお話のとおり、最近の労働賃金とか資材の高騰によりまして、どうしても土木事業とか営繕事業におきましては、いわゆる標準約款にございませうところのスライド条項を適用する必要があるわけでございます。これは御承知のように、標準約款は昭和二十五年にすでにできておりますが、一度もまだこれが適用されてないわけですが、したがって、四十八年度がいかに日本経済は異常な事態にあったかということがわかるかと思ひます。そういうことによりまして、九月、十二月、一月と先生も御承知のようないろいろなスライド制度を次々とつてきたわけですが、その情勢に應じまして、その結果、現在のところ、この適用につきましては、大体持ち出し分、請負業者が持ち出す分については五〇%か六〇%について、こういう措置につきては補てんできるといふことになつております。ただ、これは個々の契約、どんな資材がどういふふうに使われているのか、全部それに

よつて違ひますものから、一律に言へませんけれども、そういう状況でございまして、この方式をとるにあたりましては、大蔵省とも十分連絡をとりながら、こういう措置をとっているわけでございます。いわゆる民事上の事情変更の原則という考え方に基つてやつてまいりたいと思ひます。

○田中一君 この村上委員会の設置は、建設大臣が委任した機関ですか。

○政府委員(高橋弘篤君) 村上委員会は、いわゆる自民党の公共事業等に関する調査委員会でございます。これは自民党のほうでいろいろこういう問題につきまして調査、研究をされる委員会と開いておるわけでございます。私どもは、政府の責任といたしまして、こういう制度を考えたいのでございまして、もちろん、自民党の村上委員会に私どもの意見も申し上げて、また、村上委員会のいろいろな先生方の御意見もいろいろ私どもも聞きしていろいろございませうが、政府の責任においてこういう措置をとつた次第でございませう。

○田中一君 私は、そうした機関が自民党の中に設置される、それが行政府と一緒になつて、行政府はその指導によつてやつていふんだというものの不合理というものを指摘したいんです。そんなことはあり得ないんです。契約約款には、あなた方が持つていふ標準約款には、台風とか水害とかという場合の改定の問題は明らかになつていふけれども、これは加藤さんにもう一ぺん聞きますが、ね、そうした契約の変更、契約の変更ではないんだ、積み上げだということが、自民党という政党の何人かの中にもつてそれがささやかれて、それを政府がそのまま認めて行なつていふ、実行していふということに対して、あなた、役人として、国家公務員として、ことにそういう方面を担当するあなたとして、奇異な感じを持ちませんか。

○説明員(加藤隆司君) そういうことは方々で行なわれておると思ひますが、たとえば社会党であれば社会党でそういう勉強会をおやりになり、それを政府に提言するとか、あるいは自民党の場合もそういうこともありましようし、いま、この本件に関するお話を聞きますと、高橋官房長が申されたように、建設省が独自の立場で、もちろん自民党のそういう勉強会の御意見は聞いて、それを参考にされていふとは思ひますが、独自の立場でやりなつておる。これは日本だけじゃなく、どこの国でもそれぞれ勉強する集団というのはあつて、それぞれ知識を出しながらやるといふ、これは決して奇異ではないといふふうに思ひます。

○田中一君 いや、高橋君、君のほうはだれが、どういう機関でもつて、部署でもつてそれをやつていふの、政府としては。

○政府委員(高橋弘篤君) いまの御質問は、このスライド制度の措置を考へるのはどこの部局でやつていふかという御質問だと思ひますけれども、これはそれぞれの公共事業についてこういうスライド制をとるのでございませうので、建設省所管の事業につきましては建設省、これは建設省では官房及び計画局が標準約款のことを所掌しておりますから、計画局と相談しながらこういうものを考へております。

それから、ほかの省はこの部局かわかりませんが、農林省なり運輸省、それぞれの部局で検討して措置をとつておるといふふうに私どもも受け取る次第でございませう。

○田中一君 その法律的根拠はどこにあるんです、約款ですか。

○政府委員(高橋弘篤君) この直接は標準約款に基づきまして、それぞれ発注者と請負業者が契約を結んでおります。その契約書の中でこのスライド条項という項目があることは、御承知のとおりでございます。先生の御質問の趣旨は、いわゆる会計法規などにそれがあつたかといふことだと思ひますが、これは会計法とか予決令には、明記されたものはございませう。しかしながら、これは事情変更の原則といふことで、民事上これは普通のことでございます。同時にまた、予決令の中にお

きまして、大体これは予想したような規定もあるわけでございます。また、先生御承知の建設業法の中におきまして、そういう事情の場合におきましては、請負代金の変更をどうするかといふようなことについての内容だとか、そういうものについてあらかじめきめておく必要があるといふことは、第九十条にも書いておる次第でございませう。

そういうようなことから、このスライド制につきましては、これはいわゆる発注者と請負業者との契約の履行の問題でございませうけれども、その業者がきめる内容についての基準を一応中央の行政官庁であるわれわれがつくつて、そうして指導しておるといふ形でございませう。

○田中一君 これはね、今度の悪性インフレの場合、いろいろな要因から、つくられたものだと思ひます。演出だと思ひます。したがつて、そのゼネコンも国民も全部が被害者なんです。加害者はどこにいますか、加害者は政府です。政府の指導、政府の見込み、政府自身が何の意思がないからこういうことになつたんです。野放しになつていふ。したがつて、契約の相手方が、こんなことじゃできませんと言つて増額を要求するのは、これは当然だと思ひます。当然だと思ひます。あなた方がそれを出してらるんです。それにしても、そうしたものの本質的なものをどうするかといふことを考へながらしなければだめだと言つていふんです。私が言つていふのは、そういうような法的ななにかない。

「委員長退席、理事前川且君着席」
ただ、民法上の契約といふ面から見てそういうことはあり得るんだといふこととか、契約約款にはそういうふう書いてあるとかなんとかと言つておりますけれども、これすら正常な形でもつて持たれたものならば、そういう要求は峻拒できるんです。一ぺん契約した以上。こういうことがあるんです。戦争中に兵舎をつくる、それで金をもらふ。これはもう当然金をもらふ。ところが、それを燃しちゃう。これはつくつたけれども燃え

ました。金ももらえらるんです。これは罰金を受け
たつてもらえらるんです。それは何もありません。
証拠もくそも何もないんです。これは亀岡さん、
あなたもかつてはそのほうだからわかつてるで
しょうけれども、それはいまのようなそういう非
常時という名において、契約上の問題を平気でも
つて、そうして積み上げたり積みおろしたりする
ようなことは異常な状態の場合なんです。異常な
状態はもっと底辺にたくさんあるんですよ。

〔理事前川日君退席、委員長着席〕

したがって、加藤課長にもう一べん聞きますが、
いまのような行為は、これは当然非常時として容
認されるんだというこでいいのかな。

○説明員(加藤隆司君) 繰り返になりますが、
他動的、客観的な要因があつて、だれが見てもや
むを得ない、まあ事情変更の原則の要件でござい
ますが、そういう場合には認められると思いま
す。

○田中一君 そうすると、こうして各労働者がイン
フレ手当、障害者などがインフレ手当よこせ
と、春闘でもって四万円よこせ、五万円よこせと
いうことも、これは容認されなければならぬでし
ょうな。

○説明員(加藤隆司君) 先ほど申し上げましたよ
うに、国の支出の場合には、国会で議決をいただ
いております予算の範囲内とか、それからあまり
にも大幅な問題、そういう問題になりまして場合
には、制度の問題として検討せざるを得ない。た
だ、昨年来行なわれておりますような範囲のもの
であれば、通常の事情変更の原則に合致している
のではないかとこのうふに考えます。

○田中一君 そうすると、今度、インフレ手当な
り、春闘で賃金が上がると、あなたも上がるんだ
よ。あなたもやっぱり被害者の一人なんだから。
あなたも上がるんだよ、確かに、そうなんです。イン
フレ手当が認められれば、したがって、いまの
非常時というこでそれをすべて表現するとな
ると、いろんな事態が——非常時とは何かとい
うことになつてくるんですよ。そんな議論はここ

すべきもんじゃないからしませんが、ただ、いま
言つておるとおり、根拠が明らかじゃないとい
うことが一つですよ。明らかにしなさいということ
を言つています。

それから、そういう事態が現在も続いているの
ですよ、現在も。いまこで三月末から四月にか
けて倒産がおそらく中級のゼネコンで千件ぐら
いをこえるだろうと言われていることも、それは被
害者なんです。これは残念ながら金融機関とい
うやつが殺すんです。これが直接の下手人です。
五十万円の手形一枚不渡りにしたらもうおしま
いになるんですから。だから、こういう点で、こ
れからくるところのいろいろな問題に対して、契約
上の問題として根本的な考え方を、方向でもお出
しなさいということをやっている、方向でも。ど
のゼネコンでも下請がいろいろあります。その会社がつ
ぶれば下請がつぶれる。下請がつぶれば労働
者の賃金も払ひになるんです。これは一番極端
な例ですけれども、それがいま現にあらわれつ
つあるんですよ。だから、おそらく官房長も非常措
置としてそういうことをやられているんだと思
うけれども、これは建設大臣、どうお考えになり
ますか。契約を更改したらいけないじゃないですか、
全部更改したら、実態に合うような……。

○国務大臣(亀岡高夫君) ただいままでお答え申
し上げましたとおり、私としても、商社が建設関
係の中に入っている形で入つてきておるとい
うことは、大臣就任前からも、こういうことは好ま
しくないじゃないかというのを幾回か経験して
おります。したがって、御指摘のように、そ
ういう面ではやはり商社が入つてくることによつて
それだけ国民の負担がふえてくるわけでありま
す。そういう面につきましても、御指摘のよう
な商社を排除するというような方法が具体的に
どうしたらいいかという問題については、
これから検討していきたい、こう思つておりま
す。

それから、この異常事態に対して、契約した事
態をどのような方法でその異常事態に対処してま
いるかという、私どもの今日まで戦後初めてや
つたこのスライド方式のほかに、もっと根本的な
方法を考えるということもございしますが、私も
といたしまして、こういう経験——戦後初め
で、非常な激動の事態に対処して、経験をしたわ
けでございします。この経験をもういいたしまして、
四十九年度においては、こういうことが適用さ
れなくても済むようにということ、物価安定に
対して全力をあげておる次第でございますが、や
はり事柄が起きてから対策を講ずるということ
であつては、これは適切な行政と言えませんが、
やはりいまからそういう事態に対処して、もつ
もつと円滑に、政府としても、また、業界として
も、適切な円滑な措置を講ずることができま
すように検討をしていきたい、こういう気持ちで
ございします。

○田中一君 これでやめますが、いま公団、それ
から勤住協、公営住宅等、そうした仕事でことし
のこの四十九年度予算として出てくるんですよ。出
てくる場合に、実際の契約ができてくるかどうかとい
うこと、見込みでもって高い単価をそのまま容認
することも、これは非常に危険だと思つて
います。一枚契約ですから、一本契約なんですから。妥
なるものを発見するにはどうするかとなりま
す。先ほどお言つておられるように、逐次、限定的に
三月月なら三月月、四月月なら四月月というものを
をちゃんと検討しながら新しい契約を結んでいく
という、この形式はとるべきだと思つて。そうしな
いと、何らかの異常な問題でどかつと物が下が
つて——上げようと思つておる政府の施策だから下
がりつけないかと思つておる、まあ、参議院の選
挙でも済んだらきつと下がるとしよう、もう国民
協会の金ももらつちやうと下がるじゃうから、しか
し、それまでの間が一番大事なんです。だから、
これは加藤さん、何かの方法を考えて、それが国
民の納得する形の契約、たとえば更改契約でもい
いですが、異常な値上げがあつた場合には一
べん契約をストップして、その場合に、お互いに
双方から申し出れば契約というものは流れるん

すから、双方が承認すれば。一べんきめたからと
いつて死ぬまでそうであるわけじゃないんです
よ。変えらるるんです。契約としないものは
ね、そういう条件を持てばいいんです。そうして
変えていくか何とかなければ、このまま乗り越
えることはできないです。まだまだわれわれが考
えている安定した物価というものはないと思
うんですよ、いまの施策では。いまの政府の考え
方じゃ、こないと思つて。したがって、この点
は、建設省は、とにかく契約の相手方なんです
から、行政面じゃない、実施面の相手方、契約の相
手方なんです。行政指導や何かじゃないんで
す。通産省とちよつと違ふんです。それだけに
そういう点についてのほんとうの考え方という
のを加藤さん、知恵がほしいよ、あなたも。そ
うしてね、大蔵大臣がうんといじめられないよ
うなものを考えてやりなさいよ。そうしなさいや
危険です。

それから、先ほど申し上げたように、まだダム
内の砂利の除去の問題にしても、予算上に出しな
さいと、そういうことは。出てないじゃないか。
出したいというこを言つておりましたが、河川
局長がこの間、通産省はその方法でいきますな
んと言つていましたよ、何とか課長——建材課長
が何かね。いいことはどんどんやるんですよ。
物を上げる政策をとっているんじゃないかとい
う疑いはそこに生まれてくるんですよ。一べんど
なたかフィリピンでベニア板を——政府が買うの
はおかしいけれども、フィリピン政府は、商社を
通じて取引するのをいやがつておられるんですよ。
政府間でやりたいということをやっているんですよ、フ
ィリピン政府は。いま原料もあるんですよ、銅もあ
れば鉄鉱もあるんですよ。しかし、日本はフィリ
ピンに対しては警戒してなかなか腰を上げないよ
うなぐあいがありますけれども、セメントでも三千円
ですよ、トン当たり。日本のセメントはいま幾ら
になつておられるんだ、七、八千円しているの。
○政府委員(沢田光英君) 現在、袋詰めのものでト
ン当り七千円程度でございします。

○田中一君 七千円ね。

じゃ、この辺でやめます。

○古賀雷四郎君 時間もあまり与えられておりませんので、簡単に質疑をいたしたいと思ひます。

その前に、ただいま田中先生からいろいろとお話があったことに関連することが多いものですから、重複をふとめて避けまして質問を申し上げたいと思ひます。

まず、土地問題でございますが、最近土地が鎮静化してきた、土地の価格が鎮静してきた。それから、商社等の買占めの土地が、まあ買占めてくるといふような話もあるといふことを聞いております。この土地問題というのを今後どうされていくのか、いろいろと私なりに考えますけれども、いま日本が一番大事なものは何であるかといふふうに考えますと、やはり人間の命を維持していく食糧という問題を今後どういうふうに把握していくか。その中でいろいろな問題を考へていかないと、石油の削減みたいなことが食糧問題で起こったときにどういふことになるのかといふことを想像せざるを得ない。そこで、たとえば米を考へれば、米は非常に内地で高いからほかから輸入するとか、いろいろな問題がありました。また、休耕田の問題もいままでもやられてきた。さういふ政策が、実際、日本の食糧政策としていいのかどうかという点を非常に私は心配している。幸い、ことしの予算におきましては、そういつた点につきまして、ある程度さういつた方向に進む、自給度の向上をはかるといつたことで進まれておりますので、この政策につきましては、十分ひとつ拡大していただきますように心からお願ひしたいといふふうに思ひます。私が土地問題でさういつたことをなぜ申し上げるか申しますと、実は国土総合開発法の問題と関連しまして、まあ、いろいろ難航しているようでございますが、しかし、さういつた問題と関連して、土地利用計画といふのはつきりきめてからなければ、これは日本の食糧問題をどうするかといふ問題と大いに関連してくる。さういふ意味で、私は、この国土総合開発が

どういふ形にまとまるかは別として、さういつた計画をはつきりして問題を処理していくべきであると思ひます。

そこで、この問題は、一つの前提としていろいろ私申し上げたわけでございますが、さらに食糧問題を解決するためには、水問題の大きなウェイトがあるといふことも一つございします。食糧と水があれば人間の命は一応つなげる。その上に立ちまして、日本は資源が少ない国だから、エネルギー問題をどうしても解決しておかなきゃいかぬといふのは、皆さま、当然御理解のことだと私は思っております。

こういう前置きは別として、地価問題が先ほど申し上げたようなことのようにございします。それについて具体的なお話があればひとつお伺ひしたいと思っております。

○政府委員(大塩洋一郎君) 建設省として、特に土地問題に對して、最近の都市地域における住宅難に對処するためには、金融緩和等とともに、こゝに、二年の間に膨大な投機的な仮需要が増大してまいりました。そこで昨年来、金融の引き締めあるいは土地税制の改善等におきまして、種々の措置を講じてまいりましたところ、この結果、昨今、ややその上昇傾向は鈍化のきざしを見せておる。特に大都市地域につきましては、過去の上昇率が高かっただけに、その鈍化の傾向があらわれていゝといふ数字を持つておる。調査によりますが、さういふ数字を持つておるのでございしますが、しかし、他面、もっと長期的に見ます場合には、地価の高騰を抑制いたしますためには、今国会に出しておりますような国土総合開発法案における一般的な土地の取引の強い規制といふことがやはり必要だと考えており、予定しております国土総合開発法案の制定、これがありますれば土地の対策はなお一その効果があげ得るものと考えております。

また、一方、大都市地域におきます膨大な宅地

及び住宅の需要に對処いたしますためには、緊急にやはり大規模な供給をはかつていくことが必要でございします。いままでのようなやり方ではさういふふうを加へまして、自分で水道あるいは鉄道の事業を行なうとともに、種々の地方公共団体の人口増加に伴う財政負担を軽減する等の措置を講じつつ、宅地開発公団を創設するといふような方途を講ずることによりまして、よい環境の宅地を住宅市街地として供給する、計画的な供給をはかるといふことが現下の異常な宅地難に對処する一つの大きな方向だと考えて、さういふ方向で對処してまいりたいと思つてゐる次第でございします。

○國務大臣(龜岡高夫君) ただいま御指摘いただいた土地問題につきまして、私の考えをこの際、さうと申し上げさせていただきますと思ひます。

三十七万平方キロのこの国土、その中で、約七割はよつとが山であるといふようなこの国土の中で一億一千万近い人間が今後生きていかなければならぬといふ立場から考へますと、この土地の高度利用といふものが非常に大事であることはもう申すまでもないところでありまして、ところが、この国土といふものの実態といふものがはたして詳細に把握されておるかといふことがさういふやうなわけでありまして、これがさういふやうなための一番大きな障害になつておつたといふふうに思へてならないわけでありまして、これは国土調査法といふ法律がございまして、政府として、この法律に基づいて逐次国土の実態を明らかにする処置をとつておるわけでありまして、これはさういふ、この国土調査といふものにもつと力を入れて、さうしてこの国土の実態を明らかにする。その国土調査法によりまして、地籍、これはもう人間に戸籍があるごとく、永久不変の土地にも地籍がなければ土地の実態はつかぬといふわけでありまして、この地籍調査、水調査、土壌調査、土質の調査、さういふものを厳密に調査をして、これを簿冊にして、いつでも国民の目に公表しておかなければならないといふ法律があるわけ

でございますので、これらの法律による国土調査を積極的に進めることがもう一番大事じゃないかといふ感じがいたすわけでございます。これは私どもの所管ではございせんけれども、経済企画庁の担当になっておりますが、協力をいたしまして、この国土調査といふことをまず先行して進めると、その次に、この調査の上に立つて土地利用あるいは水資源の活用といふものが適切にできると、そこで初めて国土の高度利用、均衡ある発展といふような計画を進めることができるのではないかといふ感じを持つておるわけでございます。さういふ基本の上に立つて今後の土地行政を進めていかなければならない。

その土地行政を進めてまいりますためには、ただいま計画局長から申し上げましたとおり、やはり土地の規制といふものが必要である。これはもうやはり今度の異常な物価上昇といふ問題の大きな要素の一つにこの地価の高騰といふものがあることは、もうこれは否定できない事実でございます。すので、さういふ情勢を放置しておきますれば、住宅行政も、また、道路行政、河川行政にいたしましても、きわめて困難な問題に達着してくると、さういふふうに考へますので、できるだけこの土地規制の措置を今国会において法律的にきちんとしていただきたいといふ感じを強く持つわけでございます。

○古賀雷四郎君 大臣のただいまのお話、どうかひとつさういふ方向で土地の利用調整あるいは土地の規制の問題につきましては格段の御尽力をいただきたいと思つております。

そこで、土地問題に関連しましてもう一つ、土地を買ひ占めた人は土地を出したいといふ希望が相当あるようにございします。公有地拡大法をやつたりもつくられましたが、公的土の拡大をやつたり今後やつていかなきゃいかんじやないかと思ひます。私には、これは聞いた話だから具体的にわかりませんが、たとえばドイツ等におきましては、市街地計画をやるのに相当の私有地を持つてゐる。そこで移転の問題とかいふようなこと

が起きたら、すぐさま処置ができるといったようなことがございます。ですから、やはり公有地拡大というのは、将来の都市計画のために、あるいは公共投資の充実のために、ぜひ必要であらうと思ひますし、先ほど申し上げました食糧の問題、水の問題、エネルギーの問題、流通の問題、道路にしましても、どうしても土地が要る。この土地を何らかの方法で具体的な用地を進むような処理をしていくためには、公的所有地を進めるだけ拡大して、それはどこでもいいと思ひます。それに交換できる可能性のある土地であればけっこうであるし、そういう意味で、公的土地の取得をぜひ急いでいただきたい。ところが、残念ながら地方公共団体が土地を買おうと思つても起債が締められる。いろんな点で、まあ、経需の抑制です。それから、その中におきましても、やはり将来の日本の国づくりのために、それらの問題につきましても起債の措置が具体的にできるとか、あるいは金融の措置が具体的にできるとかいうことをやっておくのが今後の建設行政における大きな課題であらうというふうに考えております。これは御答弁は要りませんので、公的土地の取得の問題につきましても政府内部で十分詰めていただきまして、この問題をぜひ考えていただきたいと思つております。もっと話したいことはたくさんございますが、時間の関係もありますので、次に、最近非常に諸資材が上がりまして、中小建設業界の方がたくさん心配されて、また倒産も出ております。私の県では一件だけ倒れておりますが、この内容を聞いてみますと、放漫経営であるというふうに聞いておりますが、まあ、放漫経営ならば、これはしかたがないというふうに思ひますが、しかし、大多数の中小建設業界が四月一六月の手形決済期におきまして、何らかの問題が相当起きるということが一応予想されます。今日までスライド問題で建設省はほんとうに、先ほど田中先生からいろいろお話をいただきましたけれども、私は、建設省は非常に努力していただいたというぐあいに業界も感謝し

ていることだと思つております。しかし、その感謝が十分であるという感謝であるとは思ひません。でありますけれども、少なくとも、私は、建設業法に基づき双務の立場に立つ業界と十分協議が必要であらうと思ひます。そこで、とりあえずの緊急措置につきましても、緊急事態でございまして、やむを得ない措置としてということでしょうが、四月の期にはやはりある程度本格的な対策を立てていただきまして、ぜひ建設業者が、特に中小建設業者が安心して仕事ができるというふうな立場をぜひ確保していただきたいと思つております。その問題につきましても、いろいろございまして、たとえばスライド問題の計算は忙しいものですから、概算払いとか精算払いを二回に分けてやるか、あるいは金融の問題を具体的に考えていただくか、いろいろな問題がございまして、これについても、お話しある程度承つておりますので、どうかそういう線です。つとめていただきたいと思います。また、年度末金融として五百億がきまつたように新聞で見ましたが、建設業界のためにも、中小建設業界のためにもある程度の措置ができますように、ぜひお願いしたいと思ひます。それから、経済変動のこんなひどいということがたびたび起こつてはいけないということでありまして、たゞいま建設大臣から、物価の問題につきましても、この物価抑制につきましても全力をあげているという政府の姿勢でございますので、一日も早くこういう事態が解消されることを望んでいられるわけでございます。われわれも、それに対して全面的な協力をしなけりやいかぬと考えております。しかし、やはり契約でございますので、これらの仕事をやるためには経済変動に伴う具体的な措置、抜本的対策がなされなければいかぬということでございます。ことし四十八年度の予算は三二%の増強でございますが、ここで一番問題になるのは資材問題であらうと思ひます。そこで、資材問題をいろいろつらつら考えてみますと、私は、実はセメントの件を取り上げてみ

たいと思つております。セメントの生産能力は約一〇%しかない。そして通産省は一〇%のセメントの増産を計画しているというところでございまして。ところが、公共事業は三二%増である、さらに民間投資は非常にふえたと。それにまた途中のストライキによる油の輸送もできなかった。いろいろ問題がございまして、セメント会社が非常に、たとえばフル操業のために機械がこわれるとか、あるいはセメントの増産ができなかったというふうな問題を聞いております。そこで、来年度の問題としましては、ぜひひとつ資材を計画的にひとつ考えていただきたい。この資材計画も、やはり地域別具体的に言うなら県別が一番けっこうですが、公共投資につきましてもこれだけの資材が要る、それを地域別に、しかも、県別ぐらゐまでひとつ丁寧にしたい。そしてその資材の確保について、具体的には公的資材として関係各省と十分協議されまして、この資材だけはひとつぜひ公共事業向けとして確保するということ。資材の取りきめに従つてやっていたらいい。資材を公共事業で品物をやりとりするということも非常にあちこちで起きておりますし、そういう資材の確保という問題につきましても、もっと綿密な具体的なことを私はお願いしたいと思ひます。実は亀岡大臣も軍隊におられましたから、昔は物動計画等がございました。物動計画とは私は言いたくないんですが、むしろ資材の計画ということ。資材が足りなくて困るというふうな状態が起らないようにぜひしていただきたいと思つております。

それと同時に、資材の価格の安定の問題でございます。この価格安定の問題は、たとえば公共事業の総資材量というのをはわかるわけですから、従来はセメント官給とかいろいろなことをやってきました。だから、公共投資の中である程度セメントを通産省と打ち合わせして買つておくとか、そして買つておいて配分をはかつていくというふうなことは、できない相談じゃない。この辺の問題をひとつ具体的に突き詰めていただければ非常にありがたいと思ひます。ただいまは、業界からの反対で一応官給をやめた実績もございまして、この問題について業界と話しましても、業界も困つたような顔しますけれども、資材の問題についてはひとつそれだけの熱意を示していただきまして、資材で困るようなことは絶対ないようにしていただきたいと思つております。まあ、スライドが非常にめんどろくさい計算になつておりますので、この問題もひとつ御検討をお願いしたいと思いますし、特にスライドのときに、大手業界はともかくとして、中小建設業界にはスライド問題をぐあひよくひとつ配慮していただくようにぜひお願いしたいと思つております。ただ、これらの問題をたゞいままで私も公共事業執行に関する調査特別委員会、自民党の中で研究してまいりました。特に問題点を二つほどあげてみたいと思ひます。

第一は、先ほど亀岡大臣も言われましたけれども、建設業界に対する行政の組織なり指導が必ずしも十分ではなかったのじゃないかという気がいたします。いまでも建設業界から、もっと強力な指導行政のできる建設省であつてほしいというふうな御要望がございまして、特に建築関係というのは、関係各省が相当ございまして、土木工事も相当ございまして、建築関係には相当多い。集まつてみますと、もう厚生省から文部省から、どこの官庁でもやつておりますし、そういった建築関係につきましても、設計も違ひし、あるいは設計の内容容におきまして、スライドを実際やるためにもスライドの基礎となる要件が具備されてないというふうな設計もございまして、そういった点につきましても、たとえば建築関係について赤本をつくるとか、あるいは設計の統一をそれではかつていくとか、そういった横の連絡をぜひやっていたらいい。建築行政の統一ということ、なかなか役所組織の中ではむずかしいことだと思ひますけれども、私は、できるならば、そういった問題とあ

わけてひとつこの問題をぜひときほぐしていただきたいと念願しておるものでございます。御答弁は要りません。

それから、下水道の整備についてでございますが、下水道整備は、おかげさまで五カ年計画の中で補助率のかさ上げもできました。残念ながら事業量は少し減りましたけれども、しかし、私は、非常に適切な下水道整備五カ年計画であったと思います。いま下水道は非常に金がかかりました。したがって、市町村財政としては、補助率を上げてやるのが最も適切な措置であるという理解をしております。ただ、この整備の中で、私が考えておりますのは、補助対象事業の取り上げ方が非常に少ないのではないか、もっと拡大してもいいんじゃないかという気がいたすわけでございまして、この問題につきまして、ひとつ関係局長から具体的な意見をお伺いしたいと思っております。

○政府委員(吉田泰夫君) 明年度の予算で、いま言われましたとおり、補助率は相当大幅にアップいたしました。今後下水道事業を拡大していくにあたりまして地方負担の問題が大幅に解消されたと考えております。したがって、五カ年計画の改定こそは見送られましたが、その基礎である地方財政問題というものが一応打ち立てられた、これを基礎に、あとは事業量を伸ばしていくというところに専念できるものと思っております。

御指摘の補助対象範囲の取り上げ方の問題でございますが、これも補助率と並んで、かねてから問題のあるところでございます。しかしながら、現在、全国の都市を大都市と中小以下の都市に分けて、中小以下の都市につきましては全事業の約七四％を補助対象にしているところでありまして、これに比べて、七大都市のほうは四十数％という補助対象率になっているわけでございまして、これらについても、将来の問題としては、引き上げていくことが望ましいことは言うまでもありませんが、一方、今年度の補助率アップが非常に大きかったこと、今後の事業量の大幅な拡大を見込みましても、この補助率アップによる地方負

担の軽減というものが非常に大きいことを考えますと、なお、当面は、補助対象率のアップということとは、あまり大幅に考えるのはおぼつかしいのではないかと、また、その必要性も薄いのではないかと、こういうふうな考えをしておりますが、なおよく五十年以降のあり方につきまして十分検討させていただきますたいと思っております。

○古賀雷四郎君 特別におかれております社会資本でございますので、ぜひひとつこの整備促進につきましては、さき申し上げましたようなことも踏まえて、具体的にひとつ進めていただきたいと思っております。

ところで、御承知のように、諏訪湖は非常にいろんな問題で水がよれて困った実例がございまして、さらに琵琶湖も最近南地区が非常によれてきたというところでございまして、これらの問題は、工場の整備と生活下水の問題だろうと思っておりますが、少なくとも、たとえば一定の規模以上の工場につきましては、下水処理を完全にやっておりますと、少なうとも、下水整備の条件つきで工場であるということが今後要件になるんじゃないか。少なくとも有害物質は絶対に工場内で処理して完全に流していくというように、あるいは基準、P・Mかどうか知りませんが、その程度まで薄めて流すとかというような処置を完全に考えていただかないと、いままでもたれつぱなしとかいような問題があつて初めて問題が起きたわけですから、それだけの義務をつけて工場をつくらせる。もちろん工場製品は高くなるでしょう。しかし、そういうことをやっていかなければいかぬだろうと思うわけでございまして、その点につきましてどういうお考えか、お伺いしたいと思います。

○政府委員(吉田泰夫君) まず、有害物質につきましては、現在の下水道処理場は、そのような有害物質を処理する機能を持っておりませんし、それを目的としたものでもないわけであります。当然、工場の内部で完全に処理し、下水道には流入させないようにいたさなければなりません。

次に、そういった有害物質以外の一般的な汚濁源につきましては、これは公共下水道あるいは流域下水道の終末処理場によりまして処理することになっておりまして、また、それが下水道の使命でもありますので、これにつきましては受け入れないというところは、かえって国家経済的にも不適当ではないかと。ただし、一定の量、一定の水質以上によつて水を流入される工場等の施設、そういった特定の施設につきましては受け入れて処理場で処理いたしますけれども、下水道の使用料の算定にあたりまして、いわゆる水質使用料という割り高な使用料を付加し、普通の場合は、一般家庭下水の場合の使用料は下水道の建設費の償却費までをみておるものではなく、維持管理費に充てる範囲で取っているわけですが、こういった特定施設につきましては、施設の償却費相当額も加えたような額で取る、割り高な使用料を取るということにして受け入れることが合理的ではないかと考えております。現在もそういう方向で指導しております。まあ琵琶湖の特に南湖のほうは非常にこれが激しいわけでありまして、琵琶湖の総合開発計画の一環として流域下水道の工事にもかかっておりますし、また、関連する公共下水道あるいは大津市の公共下水道を今後大幅に促進したいと考えております。

○古賀雷四郎君 答弁はひとつ簡単にお願いたします。まだ質問をするようなお話をしておりましたけれども、飛ばしていただきました。住宅建設五カ年計画の問題は、先ほどお話がありましたので重複を避けます。

そこで、私は、公営住宅の問題について若干お聞きしたいと思います。大都市圏で公営住宅が必要なのは御承知のとおりでございますが、この公営住宅の建設がたとえば東京では返納になる、大阪でも返納になるとか、そういう事実がどうして起こるのか、この具体的な理由がわかりたい。あればひとつお伺いしたいと思います。

○政府委員(沢田光英君) 五カ年計画の問題といたしまして、あるいは単年度の事業遂行からい

たしまして、一番大きな起つております現象は、東京、大阪等の大都市、まあこれの周辺もややそういう傾向がございまして、ここにおきます住宅建設の停滞と申しますか、消化できない、かような問題でございまして、この原因は、いろいろあるわけでございまして、たとえば東京都に例をとつてみますれば、まず四十六年度までは全部消化しておつたわけでございまして、四十七年度、八年度に至つては急激に落ち込んできた。四十八年度に至つてはまた一千戸の発注にも達していない、かような状態でございまして、これはやはり立地を得られないということでございます。立地を得られないということとはどういうことかといひますと、二つございまして、土地がなかなか買えないと、こういう問題が一つございまして、しかし、現在東京都は相当部分の土地を所有して買っております。買つておるのになぜ建たないのかというところ、たとえば東京都住宅を足立区に建てようとしたら、足立区におきましては、これに對する関連の諸施設が不足をする、あるいはその財源がない、あるいはさらにはその地域ではもう足立区ではこれ以上人口をふやしてもらつては困るという現象が東京都の中で起つてございまして、東京都と近隣の間に、公団等では同じ問題が起つておるわけでございまして、東京都の中でこういう問題が起つておる。そこで土地を持ちながら建たない、かような状態が一つございまして、それからもう一つは、たとえば工場跡地等がありましてそれを買い、あるいは研究学園の跡地に住宅建設をしようとする。そうすると、大体これは住民側の問題になります。それは緑地にしてもらいたい、公園にしてもらいたいというふうな希望が非常に強く出てまいります。地域の意見として、それを参酌してなかなか計画が進まない。当然緑の足りない都市でございまして、これもやむを得ない事情でございまして、しかし、そういうことによつてあいた土地に、連綿地の中にあいた土地にも建たないし、新規に買ったところにも建たない、かような状況がずっと出て

きたわけでございます。これはやはり過密の問題と、それから地方財政の問題、こういう問題になるかと思ひます。

それが理由でございますが、これの対策といひましては、その中でやはり公営住宅を供給していかねばいけない、かようなことでござい

ますので、私も、たとへばA、B農地、これを都市計画の一団地の決定をしたりして、半ば強制的と言つてはおかしうございしますが、強い姿勢で建てていく、こういうふうな話とか、あるいは公営住宅の木造のものが東京都で現在三万戸ぐらゐございまして、これは古い時代のものでございしますが、場所のいいところにあります。こういうものを建てかえる。大体建てかえますと、立体化していい環境になって、三倍になります。しかし、建てかえようと思つていますが、入居者の方がそういうものを売つてもらいたい、払い下げの陳情が非常に強うございします。しかし、東京都の土地はやはり少ないのでございしますから、建てかえを進めていきたい。ただし、住民との話し合ひといふものは十分やり、あるいはそれを緩和する手段といふものをやりながらやる、こういうふうな計画が一つございします。さらには、先ほど言ひました東京都の中にあつた土地があつた場合に、それを直接公園にするのではなく、その半分なり何なり適当な数の公営住宅、公団住宅を建てまして、周囲二キロなら二キロの範囲内の地域を指定をいたしまして、その木質に入つておる、悪い住宅に入つておる人々を優先的に全部入れる、そしてあきました木質住宅は、これを東京都が土地ごと買ひ取つて、これを公園にする、いわゆるころがし方式でございします。これの予算も四十九年度にはついてございします。こういうふうな緊急対策を幾つかやりましてつないでいくよりしようがないと思つております。ただし、基本的には、やはり土地の住宅の用地の大量供給といふことで、土地関連の一連の政策が遂行される、そして長期的には安定して公営住宅が供給できるように、かようなことにならうかと考えま

す。

○古賀雷四郎君 私、その問題については、よくわからないのですけれども、要するに過密であるといふことは、もう皆さま、東京は御承知のとおり、大阪もそうであります。

そこで、政府全体としての施策は、要するに過密・過疎の解消をやつていこうという大眼目を掲げる、国土の均衡ある発展をはかつていこうと、国土総合開発法もまさにそのとおり。そういうことを一方やつておられる。この問題との関連をどういうぐあいに考えていかれるのか、あらゆる問題でそういう問題があるかと思ひます。道路にしまして、東京で一メートルつければ地方では百メートルできる。そういう問題もありませんし、しかも、道路をつくる、過密を増していく、そういう関連において、今後どういうぐあいに住宅といへども、私は、過密・過疎に非常に影響があるといふふうに考えます。そこで、住宅不足の点はよくわかるのですが、しかし、やはり過密・過疎の解消という大前提に立つてどういうぐあいに今後考えていかれるべきであらうか、この点につきまして、ひとつお教を願ひたいと思ひます。

○政府委員(沢田光英君) 正直なことを申し上げまして、現在の住宅政策はあと追ひ的になつてございします。人がどんどん入つてきて過密になるというところは決していい事情をつくりません。しかし、私も、現在、東京なら東京に満ちております住宅難世帯をどうするかといふことで、住宅の水準を上げ、住宅を供給するといふことにしております。これが足りない、あるいはこれをやらないでも、やはり入つてきた人々、あるいはその入つてきた人から生まれた人々、これによりますこの需要に對しまして、東京都には八十万以上の木質が現在ございします。さらにそれがふえつつある、かような状態でございます。そこで、私も一生懸命公営住宅等をつ建てようといふことなんでございしますが、お説の基本的に過密をどうするのか、こういう話はどうも少し高い次元の話で

ございまして、過密巨大都市がどうかということ

でございまして、経済企画庁におきまして、新全総の見直し、この中で、たとえば東京に例をとりますれば、一体将来どうするか、やはり現在の趨勢でふえただんでは三千八百万といふふうな人口になる、それでは困るということでは発表されましたそのレポートの中には、最低では二千八百万台、この辺に押えたい、こういうふうな考え方があつたといふことではございします。これは水、電気その他の諸元から、そういうふうにしなさいと巨大都市がもたなくなる、こういうふうなレポートでございしますが、二千七百万にしまして、現在二千四百万程度でございしますから自然増外から入る人をもめたといひまして、生まれる子供のために人口がふえまして、やはりその差額の施設といふものは供給しなさいといふ、かような問題として私もとらえて、その段階の中には、一番困るのは低所得者でございしますから、公営住宅は必ずいまの水準以上に供給をしなさいといふ、かように考えておる次第でございします。

○古賀雷四郎君 よくわからないですが、むずかしい問題ですから、今後ひとつ御検討を願ひたいと思ひます。住宅の問題は、一応時間の関係もありまして、これで終わります。

私は、治水問題につきまして、ひとつお願いしておきたいと思ひます。具体的な問題について直接お伺ひします。

小川川対策というのは、これは非常に都市の過密問題とも関連します。小川川が非常によこれて、しかも、水害が多いといふ問題を今後どうされるつもりか、具体的に伺ひたいと思ひます。

○政府委員(松村賢吉君) 都市の非常によこれてゐる小川川の対策、これにつきましては非常に現在緊急を要する事業でございします。しかも、下水道との関連もございまして、これの小川川の対策は緊急に進めていかねばならないといふことで、建設省といたしまして、治水事業五カ年計画、来年の計画の中におきまして積極的に取り上げて進めていく考えを持っております。

○古賀雷四郎君 ぼくが聞いてゐるのは、あな

た、わかつてゐるはずだけれども、たとえば河川法の適用河川は当然進められる、河川法の適用になつてゐない河川をどうするかといふことを聞いているわけですよ。だから、その答弁は答弁にならないと思ひけれどもね。

○政府委員(松村賢吉君) 河川法適用以外の河川、これにつきましては、都市小川川につきましては、これは河川法適用河川に昇格されて進めていくという方向で一つは進んでおりますし、また、そのほかの河川につきまして、昨年準用河川制度というのでございまして、この準用河川によりましてさらに進めていく、また、さらに普通河川に編入し、これを進めるように努力を進めてゐる次第でございします。

○古賀雷四郎君 そういうことは私に向かつて言つたつてわかつてゐるのだから、そういうことは答へなくたっていいよ。もっと具体的な問題をひとつ取り上げてもらいたい。現在、小規模河川、小川川が資料で出していただきたい。改修を必要とする小川川が幾らあるのか、それをどういうぐあいに今後するのかといふのを資料で提出してください。よろしいですか。

○委員長(野々山二三君) 資料で出してください。

○政府委員(松村賢吉君) はい。

○古賀雷四郎君 先ほど田中先生から砂利開発の問題が出ましたが、砂利資源が非常に不足しているといふことで、これはどうしても緊急に問題を処理しなければいかぬと思ひますが、低水工法等につきましても具体的に建設省で考えてあるようですが、特に、私は、ダム、砂利の開発問題につきまして、私なりに勉強をいたしておりましたが、たとえば泰阜ダム等におきましては四千万トンの砂利がある、その砂利を開発すれば相当役に立つと思ひます。そういう問題を一つ一つ取り上げていって、ひとつ具体的に解決し

ていただきたい。ちようど私が河川局長をいたしておりましたときに、砂利開発公社というのを要請して省議で没になったことがございますが、何らか公的機関によってこれらの問題を解決していくというのをぜひ考えていただきたい。たとえば、私は、一番いま砂利があるところは天竜川筋だと思いますが、天竜川筋の砂利を今後どういうふうに解決していくかという問題で、ひとつ具体的な研究を進められていただきたい。たとえば天竜川砂利開発公社とかいうようなものをおつくりになるとか、組織的にもりつぱにする、しかも、公的資金が入られるようなシステムにしていく、そして、その砂利を価格安定の資材として具体的に放出ができれば、いろんなことができるようになっていただければ価格安定にも役立つんじゃないかという気もいたすわけでございます。これは答弁は要りませんから、ぜひ御研究を願っております。具体的には、低水路開発につきましまして、具体的にひとつ進めていただきたいと思ひます。

ところで、私は、エネルギー問題で、最近水力エネルギーの見直しの問題がいろいろいわれております。このエネルギー問題は、水力にたよるエネルギーというのは、大きな期待はむずかしいであらうと思ひますが、ただいまキロワットにおきまして二六％か二七％ぐらいが水力エネルギー、キロワットアワーにしまして二二％ぐらいのようでございます。この水力エネルギーで、もしもエネルギーの三〇％ぐらいを自給できるということになれば非常にいいんじゃないか。それに地熱発電とか、あるいはいろいろ加えて、自給能力を相当上げていく、まあ、お米ほど上がりませんでしようけれども四〇％ぐらいでも上げられれば非常にいい。その自給能力を持って、足りない分は原子力とか輸入石油にたよっていく、やはりエネルギーが不足しますと今日のような経済の不安定さ生じます。まあ少々高くかかりますけれども、私は、水力エネルギー開発をぜひ進めていただきたいと思うわけでございます。

ところで、水力エネルギーの開発にあたりまして、ただいままで建設省でダムはほとんどやっていない。農林省でも幾らかやっておりますけれども、ダム計画の中に水力エネルギーをどういうぐあいに織り込んでいくか、しかも、総合開発として建設省が主体的にこの問題を取り上げていくという時代に入ったんじゃないか。たとえばダムの管理にしまして、水資源の問題等、国民の水の問題、エネルギー問題という大きな公共的なエネルギーになるわけですから、そういう意味で、ダムの利用のほうを考えていかなきゃいかぬ。そういうときには、やはりダムを直接つくり、しかも、ダムを管理している建設省がこのエネルギー問題も当然包含して計画の中で考えていくというふうなことにしなくちゃいかぬと思ひますが、この点について建設大臣のお考えをお伺いしたいと思ひます。

○國務大臣(岡岡高夫君) お説、まことにそのとおりでございます。

私から申し上げるまでもなく、従来は、いわゆる低石油時代と申しますが、そういう時代であつたわけでございまして、建設省がダム建設を計画し、これを実施するにあたりまして、各電力会社、通産を通じて計画の中に一緒に発電という部門を持つたかどうかというのを誘ひかけてきておつたわけでありますが、やはり単価の問題等どうしても高くなるというふうなことで、電力会社が乗ってくるといふようなところは、よほど条件のいいところしか乗ってこなかったわけであります。今度、こういう石油問題、エネルギー資源、有限のエネルギーということで、非常に高石油時代と申しますか、石油価格の高騰によりまして、こういう時代が将来続く、続かざるを得ないというふうな時代が来るかと、やはり水力を十二分に活用していかなければならぬわけであります。多少高負担というふうなことになるけれども、やはり積極的に各電力会社に働きかけまして、そうして水力発電の開発というものを積極的に進めてまいるといふ姿勢で、実はもうすでに事務当局をして通産並

びに各電力会社等に働きかけさせておる次第でございます。

○古賀雷四郎君 まあ、エネルギー問題で、たとえば電気会社は一万キロ以上はやっていいというふうな御意見もあるのです。そこで、一万キロやるにしても、今日の石油の値上がり等に対していくためには、やはりかなり高いものになるのですから、若干やはり政府資金の導入とか、いろんな問題が今後必要になってくる。電力会社でもそういう関係にある。ところが、今日建設省でやっているダム等におきます電力というのは、私は、小水力と称するものであろうと思ひます。大体一万キロから十キロワット、そんな程度のやつが今後どうするかという問題であらうかと思ひます。もちろん非常に電力に対する貢献度というのはいくつありますが、しかし、たとえば五千キロワットの電力を起せば、五万人の人口、産業を養えるという、非常に地域的に効率のいい電力が得られるというぐあいに理解いたしております。したがって、そういうものを一つ一つ丁寧につぶしていくことが今後大事なことであらうと思ひますが、何せ小水力になると金がかかります。ただいままで公営企業等で行なわれているところもございまして、小水力について、電力会社がやらなければ、やはり公営企業の立場に立つて今後施策を進めていく必要があるんじゃないかと私は思ひます。特にダムをやっておられる建設省におかれましては、その小水力をやするための具体的な計画も十分検討できますし、その中でどういふようなときの電力料金とどういふような関係で具体的な財政的な処置をしていけばいいの、そういう問題とも関連してまいりますので、どうかこの小水力の開発という問題につきましても、ひとつ具体的にぜひ御検討をお願いしたい。おそろく検討をさせていただいておると思いますが、これは将来の資金の問題とも関係します。この辺の問題がきめ手になるのじゃないかという気もいたします。関係各省と打ち合わせをいただきましてお進めをぜひお願いしたいと思ひます。

時間が来ましたから、もう二問だけ、ちよつとお時間をお許し願ひたいと思ひます。

そこで、水問題は、最近非常に多うございまして、宅地に洪水が起きております。特に私の経験によりますと、経験と申しちゃんなんです。私の考えによりますと、山が非常に開発されてきた。従来は山に森林がたくさんあったから、水が木の根っこを通りましてじゅくじゅくと出てきて、それが安定した水量になってきた。ところが開発されたために、水量は多くなると、しかも、洪水量は減ってくる。洪水量が減ってきますと当然水は不足する。土地改良も、従来は十年に一回の洪水を対象にして計画をしておりますが、おそろく洪水流量というものが五分の一ぐらい、五年に一回ぐらいの洪水になるのじゃないかという気がする。だから、干ばつが今後起こり得るという前提に立たざるを得ない。そこで、当然に治山という問題、植林という問題を急速に進めていただきたい。これは国土の緑化の問題と関連して必要であらうと思ひます。さらに、そういうことを進めることによってまあ水資源の貯留施設もつくりましょう。ところで、そういうたできた水を今後どう管理していくかということが大きな問題であらうと思ひます。

ところが、実はいろいろ考えてみますと、木曾川の上流で今渡せきというのがありますが、あれは電力会社等の土地改良区が管理している。そうすると、やはり自分のところが先になる、ところが、片一方、名古屋市には、たとえば非常に水がほしい、生活用水がほしいといつても、土地改良から水が先に行く。そういうことがなかなか調整ができていく。この低水管理というのをほんとうに、治水管理と申しますか、低水管理という問題をほんとうに真剣に考えなきゃいかぬ時代に来ておる。そのためには管理施設も十分強化しなきゃいかぬでしようし、それに対する、たとえば水供給の優先度というのものもある程度考えざるを得ない。そういう認識のもとに、低水管理を今

後進めていく必要があるのじゃないかと思ひます。それに対して、大臣の忌憚ない御意見を伺ひをできればありたいと存じます。

○國務大臣(龜岡高夫君) この水の問題につきましては、お説のとおりでございます。

ところが、この水というのは、昔からの水利権というものがございまして、それと水を占有したいという地域的な住民の気持ちというものが非常に強いわけでありまして、これは名古屋に限らず、福岡においても九州においても、また東北の山形市等においても、やはり既水利権にむずかしい問題の一つになっておることは、もう御承知のとおりでございます。しかし、これはやはり生活優先と申しますか、そういう面について、渇水の時期の対策、使用順序でありますとか、ただいま御指摘になったような点につきましては、十分その措置が講じられるように方法を講じなければならぬわけでありまして、建設省としても、積極的な前向きの方で検討をしていきたいと考えるわけでございます。

○古賀雷四郎君 次に、道路問題を御質問申し上げます。

ことしの予算で、道路環境対策という問題につきましても具体的な措置ができたことは、まことに敬服に値する問題だと思ひます。どうかそういう問題について具体的に今後進めていただきたいと念願いたしております。

しかし、ここで一つ御質問申し上げたいのは、たとえパイパスができません。パイパスができませんと、すぐ家が建つ。ところが、自動車パイパスをたくさん通るといふことになりまして、騒音とか、いろいろな公害の問題が起きます。それが今度はその地域の非常な問題になってくるということでございますが、たとえばパイパスができたときに、住居の適切な地域はどのくらいであるのか、そのパイパスから距離が幾らであるか、その内側は住居地域にしないといふようなことをやはり法律的に整備する必要があるのじゃないか。私

は、この前ドイツに行かしていただきましたときに、いろいろと見せてもらったのですが、アウトバーンを通してみますと、アウトバーンに出口、入口というのが書いてありますが、かなりの距離のところに住居地がある。そして家が見えない。そういう道路の今後の公害対策のために、環境整備のために、住宅団地をつくるのに、道路のすぐそばにつくってみたい、いろいろなことを都市計画としても許可してやる。これも非常に大切な行政だと思ひますが、私は、例をあげることでございます。私は川崎のインスターのすぐそばにおるわけでございますが、川崎インスターで、東名高速ができたから、そこに住宅団地がたくさんできてきた。住宅団地はあとでつくったわけですが、団地の皆さん方が、インスターのところにドームをつくらうと、公害、やかましくて住めないからだと。しかし、そういうところを住宅団地に指定したところの問題があるし、この辺の行政をどういうぐあいに考えていかれるのか。道路行政とも関連してひとつ具体的に御答へ願ひすれば非常にありがたいと思ひます。

○政府委員(菊池三男君) たいへん基本的な問題でございます。道路をつくらうと、当然その横に人家がつくられるわけでありまして、私も、私ども、できるだけ道路を、ルーティングを選定いたしますときには、市街地を避けたルーティングをとらうと考えております。また、当然その地区には土地利用計画がございまして、そういう土地利用計画にマッチした道路の配置を考えたいというところで、具体的には、たとえば住居地域というよりなところはなるべく避けて、工業地域あるいは準工業地域を行く、あるいは山のほうに回るといふようなことを考えてまいりたいと思ひます。それでもなおかつ道路がそういう住居地域を通らなければならぬことがございます。そういう場合には、先生御承知のように、道路の両側に環境緑地帯というものををつくりまして、そこに遮音壁を立て、あるいは木を植えて、そうして住宅環境と道路環境を分離するといふような、いろいろな

構造的な面で考えてまいりたいと思ひますけれども、やはりまず先生の言われるような土地利用と道路の計画といふことをマッチさせなければならぬと思ひます。

また、最近土地利用計画を計画決定しておりますけれども、そういう場合には、道路を含む、特に高速道路あるいは通過交通の大きな道路を含む両側五十メートルは、たとえば回りが住居専用地区であつても、その道路の両サイドは住居地域に指定するとか、そういうふうな現在あるものに對しまして、これから利用計画をきめるときにはそうしてまいりますし、道路をこれからつくる場合にはそれに合わせた計画をつくるということを考えております。

○古賀雷四郎君 私は、それでお願ひしたいことは、要するにパイパスをつくるならつくつてもけっこうですから、要するに、その土地利用計画を明らかにして、そういう点のそこのないようにしていただきたいと思ひつておるわけです。たとえば民間団地をつくるにしても、川崎インスターのは民間団地で、公共団地はだいたい離れておりますが、民間団地をつくる、そういうものををつくらせることに疑問がある。だから、騒音の非常に高いところにつくらし、おそろしく住めないと思ひつておるわけです。そういう住めないようなところに団地を許可すること自体が非常に問題がある。この辺は、土地利用計画あるいは都市計画が知らぬけれども、とにかく密接な関係を有しておるもので、そのそのないようになつて行政を連絡していただきたい。同じ建設省の中ですから、この辺はじっくり打ち合わせて、パイパスができてよかったと言われるようにしてもらいたいと思ひつておるわけでございます。この辺を私非常に心配しております。

それから、もう一つは住居地域、住民のためのその問題と、もう一つは、そういうことに住居地域をきめれば、生活圏道路といふものは非常に大きな今後の問題になってくると思ひます。だから、特に市町村道といふ問題をぜひ促進していただ

きたい。ところが、農道等の関係でいろいろもめてゐる。私の県にも例がございまして。しかし、政府の行政として、いろいろ地方末端のところに迷惑がかかるようなことは、これはぜひやめていただきたいし、賢明なるひとつそういう点についての御調整をお願いしたいと思ひつておる。道路行政は、今後いろいろそういう点で発展させられるでしようけれども、そういう摩擦のあるところ、これは、地方住民の不安と不信感、政府当局に不信感を招きます。そこで、もう問題が出た場合には、さつときめるようにしないと、地方住民の方が、あるいは道路であるとか、農道であるとか、いろいろの問題ではなくて、政府当局に不信感を招くことが一番私はまずいと思ひます。だから、そういう意味で、問題は十分道路局長御存じでしょうから、具体的にひとつ考えていただきたいと思ひつておる。御答へは要りません。

どうも時間の関係で、走りがけで質問しましたけれども、趣旨のあるところを十分お聞き取りいただきまして、今後行政でひとつ十分処理していただきますように心からお願ひしまして、また、委員長には時間を超過したことをおわびしまして、質問を終わらしていただきます。

○委員長(野々山一三君) 本件に対する質疑は、本日はこの程度にとどめます。

○委員長(野々山一三君) 次に、日本道路公団法の一部を改正する法律案を議題とし、本案の趣旨説明を聴取いたします。龜岡建設大臣。

○國務大臣(龜岡高夫君) 日本道路公団法の一部を改正する法律案の提案理由の説明を申し上げます。

日本道路公団の発足以来、同公団の管理いたします高速自動車国道の供用区間は、逐年増大しつつありますが、このような供用区間の延伸に伴い、通行車両の長距離化、大型化、トレーラー化の傾向が顕著に見られるようになりまして、一方、都市内におきましては、交通混雑の激化

により、高速自動車国道を利用する大型車の都市内流入がきわめて困難となっており、高速自動車国道を利用する新しい輸送形態に対処するため、トラックターミナル等の物的流通施設の設置が強く要請されております。

このような要請に対処して、日本道路公団が高速自動車国道の整備とあわせてインターチェンジ周辺の地域においてトラックターミナル等の施設の整備を行なうことができるものとする等所要の措置を講ずる必要があります。

以上がこの法律案を提出する理由であります。以上が、この法律案の要旨について御説明申し上げます。

まず第一に、日本道路公団の業務の一部として、新たに、同公団が高速自動車国道と密接に関連し、かつ、自動車交通の能率の増進をはかるために必要なトラックターミナル、貨物保管施設等の施設の建設及び管理を行なうことができるようにいたしました。

第二に、日本道路公団は、トラックターミナル、貨物保管施設等の施設の建設、管理に關し、これらの業務を行なうことを主たる目的とする事業に投資することができることといたしました。

次に、日本道路公団の余裕金の運用につきまして、現在、日本道路公団の保有、銀行への預金または郵便貯金のみが認められておりますが、建設大臣の指定する有価証券の取得も行ない得るよう規定を改めることといたしました。

その他、日本道路公団の監事の職務及び権限、役員、資格事項並びに大蔵大臣または運輸大臣との協議の規定につきまして、所要の改正を行なうことといたしました。

なお、この法律は、公布の日から施行することといたしました。

以上がこの法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○委員長(野々山一三君) 本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

昭和四十九年三月十五日印刷

ます。

午後一時十二分散会

二月二十七日日本委員会に左の案件を付託された。
一、日本道路公団法の一部を改正する法律案

日本道路公団法の一部を改正する法律案

日本道路公団法の一部を改正する法律案

日本道路公団法(昭和三十一年法律第六号)の一部を次のように改正する。
目次中「第十九条・第二十条」を「第十九条・第二十条」に改める。

第十九条に次の一項を加える。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、總裁又は建設大臣に意見を提出することができる。

第十二条第一号を次のように改める。

一 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く)。

第十二条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とする。

第十九条第一項第六号中「前五号」を「前各号」に、「基き」を「基づき」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号中「前四号」を「前各号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五 高速自動車国道と密接に関連し、かつ、自動車交通の能率の増進を図るために必要なトラックターミナル、貨物保管施設その他の施設で政令で定めるものの建設及び管理を行うこと。

第十九条の次に次の一条を加える。
(投資)
第十九条の二 公団は、建設大臣の認可を受け、前条第一項第五号に掲げる業務を行うことを主たる目的とする事業に投資することができる。

第三十一条第一号を次のように改める。
一 国債その他建設大臣の指定する有価証券の

昭和四十九年三月十六日発行

取得

第三十九条の見出しを「(大蔵大臣等との協議)」に改め、同条第一号中「第四条第二項」の下に「第十九条の二」を加え、同条に次の一号を加える。
四 第三十一条第一号の規定による指定をしようとするとき。

第三十九条の次に次の一項を加える。

2 建設大臣は、第二十二条の規定により公団の予算を認可しようとするときは、第十九条第一項第五号に掲げる業務のうち、自動車ターミナル法(昭和三十四年法律第三十六号)第三條の規定により運輸大臣の免許を受けなければならない業務に係る部分について、あらかじめ、運輸大臣と協議しなければならない。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。
2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第三号中正誤

ハ 段行

誤

正

ニ 終わり

誤

正

七 三

誤

正

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K